

議長／休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました諮問第2号から諮問第6号までの5件及び議員から提出されました意見書2号を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1 第53号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例及び日程第2 第54号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例を一括議題といたします。

以上の2議案は総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず第53号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第53号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、公職選挙法施行令に規定される公営単価基準の見直しが3年に一度行われており、今回は平成26年4月に消費税が5%から8%に増加されたことを踏まえ、選挙運動用自動車の使用や、選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営に要する経費にかかる限度額の引き上げを行うものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第54号議案に対する報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に付託されました第54号議案 武雄市税条例等の一部を改

正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部改正及び地方税施行令並びに地方税施行規則の一部改正に伴うもので、主だったものとしたしましては、個人及び法人税にかかる延滞金の計算期間の規定整備、固定資産税非課税適用を受けている独立行政法人の名称変更に伴う条文改正、医療費控除の特例改正などの説明を受けました。

委員からは、医療費控除の特例について、現行の医療費控除との併用が可能かという質疑がありましたが、現行の医療費控除との併用はできないことという説明がありました。

また今回の特例は健康増進や疾病予防にかかる薬の購入費が控除の対象となるということでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 53 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 53 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 54 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 54 号議案を採決いたします。

本案に対する討論を委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 54 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 第 55 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第 4 第 56 号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 55 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／おはようございます。

福祉文教常任委員長の報告をします。

第 55 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、日本と台湾との間で二重課税等を排除する目的で民間租税取決めが結ばれ、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市民税で、分離課税される利子や配当が、国保税算定に用いる総所得金額に含まれることから、今回、武雄市国民健康保険税条例の一部を改正するものと説明を受けました。

なお、施行期間は平成 29 年 1 月 1 日とされております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 56 号議案に対する報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／第 56 号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の改正は、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の第 4 条で、助成の制限が規定されており、制限の規定は児童扶養手当法施行令の条項を引用してあります。

今回、この施行令の一部が改正され、政令第 2 条の 4 第 2 項の次に第 3 項から第 5 項まで追加されたことにより、引用していた条項に項ずれが生じたことに伴い条例の一部を改正するものと説明を受けました。

したがって、今回の条例の一部改正による医療費の助成対象者等に変更はなく、項ずれによる条文整理のみの改正になることだそうです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 55 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 55 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 55 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 56 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 56 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 56 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 第 57 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第 7 請願第 2 号 臨時国会で TPP 協定を批准しないことを求める請願を一括議題といたします。

以上の 3 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

第 57 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 57 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について審査の経過と結果を申し上げます。

平成 27 年度武雄市水道事業会計決算により 1379 万 9239 円の純利益が発生し、この純利益については、その全額を減債積立金に積み立て、翌年度以降の企業債償還に充てたいとのことでした。

また、前年度未処分利益剰余金のうち 8 億 9648 万 6453 円については企業会計の見直しにより、みなし償却が廃止されました。

具体的に例をとって説明を受けましたが、もともとの事業を 10 億と想定した場合、5 億の補助金と 5 億の単肥で控除した場合に、5 億だけを償却していたわけですが、補助金はみなし償却しないということでしたが、企業会計の導入により補助金のほうも償還することになった。

ただ実際建物はできてしまっているのに、資本にしたと。

つまり価値をあらわしたということであるということの説明を受けたところでありました。

審査課の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 59 号議案に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／第 59 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

2 款 2 項 2 目、公共下水道事業費の東部エリア管渠布設工事は、公共下水道で取り組む予定の東部エリアにおいて大規模開発が計画されており、公共下水道への接続を促進するため市道部に管渠を埋設するものとのことでした。

審査課の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、請願第 2 号に対する報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／請願第2号 臨時国会で TPP 協定を批准しないことを求める請願について審査の経過と結果を申し上げます。

この請願文書中で、①TPP 協定には関税の撤廃・削減をしない「除外」規定が一切存在しないと断言していることについては、日本はほかの交渉3カ国よりも多くの品目で関税撤廃の例外を獲得していること、さらには②付属書で日本だけが農産物輸出大国5カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務付けられているということについては、この規程はあくまで協議を行うとされているだけで、協議の結果関税を撤廃する方向で見直すことまでは求められていない。

再協議を行ったとしても、日本の国益を害するものについては合意することはない。

万が一協議の結果関税を撤廃する方向で見直しをすることになり、協定の改正が必要となる場合には再度国会の承認が必要となるわけで、事実誤認が見受けられることから委員会としては、慎重審査の結果、全会一致で不採択と決定いたしました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

7番 池田議員

池田議員／一点だけお尋ねします。

今請願の説明をいただきましたが、臨時国会で TPP 協定の批准は行わないことということで、願意についてのものですか。

議長／上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／願意についてどのように審査をしたかということですか。

そもそものこの請願の中身を委員会で慎重審査しまして、中身について事実誤認があるということで、不採択ということになった次第であります。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 57 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 57 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 59 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 59 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 59 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第 2 号に対する討論を求めます。

7 番 池田議員

池田議員／請願、臨時国会で TPP 協定を批准しないことを求める請願に賛成の立場で討論をいたします。

今、委員長のほうから御説明をいただきましたけれども、事実誤認があるということでもございました。

中身について明確な資料等示されていない中でどのような事実誤認があったのかと、わからない点もありますけれども現在ですね、米においての影響がないという中に SBS という売買同時入札、国の管理下で行われている制度においても米には影響がないということですが、輸入米と国内産米と価格に差は出ないということでしたが、調整金等の利用で価格差が生じているのが現在現状でございます。

そういう中において、影響資産額も国の試算額が最大で 13.8 億円。

JA さが中央会、県農政協議会の資産額においても最大 275 億円とこれだけの、約 20 倍の開きがある中に、このまま TPP が批准されていくのが、内容が明らかにならない中に批准されていくことに不安や懸念があるのは現実でございます。

また、臨時国会にこだわらず慎重に審議という数字が 73.2%ある中に、かくたる説明が求められているのが現状ではないでしょうか。

また、ヒラリー・クリントン大統領候補も 8 月の演説で、大統領になっても反対と表明をされております。

また、さきの安倍首相との会談で TPP については報道ですが、反対の立場を表明または否定的な立場という報道もあっておりました。

農業者においてはですね、この TPP のこの臨時国会での批准に対してものすごい関心がある中説明、国での確固たる説明、対策等見えていない部分がたくさんあります。

農業団体の中には、ほかにも TPP 断固反対とか、ステッカーを貼っておられる団体もございます。

この TPP に関する問題は農業者の非常に一番大なる関心の一つでもあります。

慎重に審議をしていただくことも含めてですね、この臨時国会での願意は、臨時国会で TPP 協定の批准を行わないことということに皆様の御意見を賛同いただきまして農業者の声を、国の施策ではありますが農業者の声を国に届けることもこの請願の意味ではないかと思ひ、皆様に賛同をお願いいたします。

議長／3 番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

ただいまの臨時国会で TPP 協定を批准しないことを求める請願について、反対の立場で討論を申し上げます。

今、池田議員による説明がございましたが、まず皆さんに思い出しておいてほしいことがあります。

まず、平成の開国という言葉があります。

これは誰がいつ言ったかといいますと、2011 年の 1 月に当時民主党の菅 直人首相がスロ

ーガンとして、TPP の交渉に参入するという大きな意思表示としてスローガンを掲げたときの言葉が平成の開国であります。

そこから、日本は TPP 交渉に参加することを前向きに検討していくということで交渉に入っていく、そしてそれを引き継いで今、安倍政権が交渉にあたっていると。

そういう経緯がまずあるというのを踏まえておきたいと思います。

そして、あとはこの請願の内容に沿っていきたいと思いますけれども、まず最初の 2 行目か 3 行目あたり、TPP 反対の国民の意思は明らかですと書いてありますけれども、冒頭に述べた経緯、民主党政権から自民政権にかけてずっと前向きに交渉しているということや、例えばもちろん農業についてはかなり厳しい条件があるというのはわかりますけれども、片方はですね、商工業団体の日本を代表する団体である日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会という大きな団体が連盟でつい 2 カ月ほど前、4 月 13 日に TPP 協定の早期実現を求める、そういう要望を安倍首相に提出されております。

そういった状況を鑑みますとですね、この TPP 反対の国民の意思は明らかですと書いているこの表現はちょっと間違いであろうと、国民の意思を代表した意見ではないというのは明らかです。

ということですね、あとほかにも農業だけの意見を取り上げて国民全体が反対してるような、こういう表現をされているということに非常に違和感を感じます。

あと、続きまして情報開示の件ですけれども、これは国と国の交渉においてですね、交渉途中であらゆる情報を出していたらもう収集がつかないと、これはもう想像に難くないと思います。

国から選ばれた代表が国と国のお互いの利益、利害をぶつけ合いながら交渉を進めていく、それが国家間の交渉でありますから、すべての情報を開示する、それを求めるということ自体は私には理解できないといいますか不可能であろうと思います。

やはり選ばれた代表に任せる。

そうしないと国家間の交渉は成り立っていきません。

それで、その中で公開可能な情報については出していく。

そういう努力は政府としてもされているというのはおわかりだと思います。

農水省のホームページを見ても可能な限り情報は出してあります。

そういうことを踏まえてですね、情報が少ないからというのは反対の理由にはならないかと思えます。

そして中段にですね、農林水産分野の重要 5 項目などの聖域の確保を最優先し、これが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとするとした国会決議に違反しているという文言がありますけれども、脱退を辞さないというのは脱退するということではないと。

これは皆さんおわかりだと思います。

例えば、これは辞さないという言葉は思いの強さ、覚悟の重さを示すものであって、例え

ば覚悟を持って志が遂げなければ死をも辞さないというのは死ぬということではありませんよね。

死にません。

ということでそういう思い、農業を守るといふ強い決意を表すのが、この辞さないという言葉です。

つまり、国家間の交渉の中でどうしても譲らざるを得ない項目等があった場合は、国内政策でそれをカバーしていくと、そういう農業を守るといふ強い国としての意思を表す言葉であって、決して国会決議に対する違反という捉え方は決してできないものであろうと考えます。

それと最後のですね、アメリカの大統領候補が反対していると、確かにそのようですね。

きのうも安倍首相とクリントン大統領候補が会見されて、クリントン候補は消極的な発言をされているようです。

さっき、これに関してですけど先ほど紹介しました商工会議所等が出されている TPP 協定の早期実現を求める要望書、これをちょっと長いですからちょっと要約して要点だけ読ませていただきますと、TPP 協定は 21 世紀型の画期的な経済連携協定であると。

TPP 協定を積極的に活用して、我が国経済を本格的な成長軌道に乗せることこそ成長戦略の要である。

我が国として率先して承認することで米国を初めとする他の参加国の国内手続きを促すべきであると。

こういう日本を代表する経済団体が、とにかく日本が先頭に立って TPP 交渉を先に進めてくれと、こういう要望を出されているわけです。

ほとんどの、主たる企業はほとんど加盟されている団体だと思います。

そういう団体が、日本が先頭に立って進めてほしいという要望を出されている。

これはどういうことかという、日本の経済を背負っているのはどうしても技術力を生かした商工業。

これが日本の経済を引っ張っていくしかないと私は考えております。

それに携わっている人たちがこういう要望書を出すというのは、平等な条件で戦えば日本は負けないぞと、競争すれば勝てるという、そういう自信をもった要望であるわけです。

対等な条件を与えてくれれば日本の商工業は世界で有利に戦えると、それだけのものを持っているという意思表示だということです。

そして反面、当然農業に関しては厳しい条件があります。

しかし、では TPP がなければ日本の農業の未来は明るいのかと考えたときに、今でも後継者の問題や単価の下落、非常に苦しい問題を苦しい農民の方は強いられているわけです。

それをいかにして打開していくか。

それは国として国家間競争に勝っていく、そして国の経済力を高めて、国が潤えばそれを農業の支援に回せるわけです。

これ目先の農業がダメだからと言って、これに反対することはもう共倒れですよ。
長所を伸ばして弱点をカバーする、そういう方向で長期的に考えていかないと日本の農業もなかなか支援ができない。

それは、もう今 TPP がない今の現状を見ればわかると思います。

そういったものを踏まえてですね、ぜひ日本の長所を生かしてそういう農業、いわゆる分野（？）、競争力のない分野をカバーしていくという、そういう戦略が必要だろうと私は考えております。

だからアメリカが消極的だということは、逆に日本にとっては有利だということなんですよ、私たちが思っている以上に。

国家間の交渉は被害が対立する、アメリカが嫌がっているということは日本にとって私たちが思うように有利である可能性がある。

そういう捉え方をすべきであって、アメリカが嫌がっているから日本もやるべきでない、そういうアメリカ追随の発想はすべきではないですよ、と思います。

そして、最後にこの請願者の発起人。

農民運動佐賀県連合会、このホームページをちょっと見てみましたが、その上位団体の農民運動全国連合会というホームページがありましたので見てみましたが、確かに農業を守ろうという活動をされているのはわかるんですけど、その中にですね、ホームページの冒頭といいますかトップページに、安倍政権に痛撃を与え TPP 批准を断固阻止するとかですね、戦争法案の強行可決に抗議し撤回、廃止を求めるとか、これ農業とはちょっと違うんじゃないかと。

議長／朝長議員、請願書に対する反対の意思を。

朝長議員／そういった意味でもこの発起人、請願者がされている団体が非常に政治的に偏りを持っているのではないかとというのが感じられます。

そういった面を総合しまして、この請願は採択すべきではないと考えます。

ぜひ御賛同よろしく申し上げます。

議長／8番 石丸議員

石丸議員／今ですね、反対の立場でいろいろお話ありましたけれども、これは一市民がこういう意見書を出してもらいたいという請願でありますので、文面がいろいろあると思いますが、その委員会に付託されておりますので、これを精査してですね、どういう、先ほど池田議員からありましたけども願意を酌み取ってほしいということでありましたので、その委員会でどうしたらこの一市民の声を届けることができるかということを考えるのが議会の私は役目だと思っております。

よかったら委員会のほうで修正して、文言修正して出してもらえばよかったんですけども、私は基本的に請願というのはできるだけ取り上げて、なかなかそれが実現するわけではございませんが、こういう声もありますよというのを上げていくのが議会の仕事だと思っております。

以上です。

議長／討論いいです。

静かに。

静かに。

請願の提出を求めるということでですね、意見はよくわかりました。

ほかに討論ございませんか。

20 番 牟田議員

牟田議員／委員会で反対の立場で討論したいと思います。

今、7番議員、8番議員、願意ということを使われました。

願意のほうも、もちろん我々も見ております。

願意で見た場合に、臨時国会で TPP を批准しないことということでのっております。

願意はこれだと思います。

例えば、その中でも TPP に関してもっと深く、例えば批准しないじゃなくて、さらに検討深めてほしいとか、そういう言葉が入っていればまた少しは違ったかもしれません。

内容に関して、委員会できちんとしたのかという疑義がありました。

その中で発言した者の一人としてちょっとだけ、もう話せば長くなります、ちょっとだけ言いたいと思います。

例えば、一番最初の文言。

文言は、参議院選挙で勝ったところは TPP 農業県（？）で、それがすべて TPP イコール反対というふうに書いてあります、一番当初。

それは私自身は、例えばこの佐賀の農業県（？）は自民党の福岡候補が全国で一番最初に当確が出るぐらい当選されました。

その他の地区によってもすべてがそうだとは限らない。

でもこの文書ではそういうふうには断言されている。

こういうところにも疑義がある。

2つ目は、例えば TPP 協定には関税の撤廃削減をしないという例外が1つもないと、この文書には断言されている。

ところが別段の定め、2章の4条だったかな、では別段の定めとして TPP 協定の附属書にそういうことで明記されてます。

だからそういうことも違うんじゃないかと。

3つ目、日本だけがこういうことを義務づけられているということなんですけども、協議を行うということを明記されているだけで義務づけられているということはないということも私自身、委員会で発言させていただきました。

例えば、ここの③の部分。

本当はここまで長く話すつもりはなかったんですけども細目をしてないということでも言われたので、私自身その場におりましたし、私自身も言いましたので。

関税条例は155品目ですけども、それを直せば594細目になるんですね。

155品目ですけども、594か。

594じゃなかったかな。

584か594、まあここの数字はちょっと10個違いますけども。

その中の170が影響するんですね。

その170の中でも、それは輸入をしていない、反対にそれを輸入しないほうが国産農業についてメリットが出る。

そういうふうなことで載っている。

だから、これもすべてが***がないとかそういう部分で影響がないということがありません。

そしてもう一つ、アメリカ大統領のことを言われましたけども、クリントン大統領候補。

トランプ氏は公約でも載せてらっしゃいます。

クリントン大統領候補は、現時点ではという言葉も使っておりましたし、そしてASEANがあったとき、ASEANこの前あったときですね、オバマ大統領はTPP批准に対して***傾けたいという言葉も使われておりますし、さらに9月の12日に行われたアメリカ大使館公邸での12大使を集めての話し合いの中では、TPPに関してはそのまま批准すると。

早期に批准をやっていきたいということで大使の中ではできているというふうにも聞き及んでおります。

いろんな部分に関してこれに関しては、これをそのまま願意ということでおっしゃいましたけども、ここから私の個人的なことを言わせていただきますけども、TPPの採択批准に関しては細心の注意を払って国内の農業を保護しながらやっていかなきゃいけないという立場は私も一緒です。

ただ、これをやめなさいという願意は、私自身は認めることができないので反対ということで立っております。

TPPは、最新の周囲を払ってやっていきたいとことなら私わかります。

でも、それも筆意(?)するなということで断言されている部分は、私はどうしても納得いかない。

例えば、ここで何度か私一般質問で言いましたけれども、1964年木材の輸入が、関税がなくなりました。

そのとき以降どうなったかという日本は山が死にました。

そういうことがないように、今度の TPP も政府は細心の注意を持ってやっていただきたいというこの願意なら私も酌み取りたいと思います。

ただ閣雲に反対、仮の話を言えば集团的自衛権のことが戦争法案というふうに切り替えられてしまった、言葉巧みに。

そういうことになっちゃいけないので、きちんとした願意を酌み取って私は反対という立場で討論させていただきました。

議員各位の賛同をお願いしたく、以上で終わります。

よろしく申し上げます。

議長／23 番 江原議員

江原議員／請願第 2 号につきまして原案賛成、また紹介議員として賛成の討論を申し上げたいと思います。

私はこの請願が提案をされ、産業建設委員会に付託され、審議をされ、委員長報告全会一致で不採択という報告がありました。

そのことに対して今質疑討論、もとい、請願に関して賛成討論、反対討論が行われました。聞いていまして、まさに市民の間でもこの TPP 協定に関して意見が二分しているということがまざまざと明らかになりました。

そういうとき、さきの通常国会で政府はどんな対応をされたでしょうか。

国民にすべての情報開示をして、国会で慎重な審議をされたでしょうか。

結果として私たち新聞、テレビを見て感じるのは、さきの国会でまさに協定の中身が黒塗りで示されてる。

これで国会議員の皆さんも含めて、国民が知り得ない状況のもとで日本の国の将来を担うこの TPP 協定がまさに強行可決されているのかどうか問われているのではないのでしょうか。

私はすべての情報が開示され、国会で十分な議論をし、国民もまさに意見が合意する。

賛成か反対か本当にかみ砕く、それが議会制民主主義の根本ではないのでしょうか。

2つ目には、2012 年の総選挙のとき、現内閣の中にも現職大臣の中にも、当時選挙区公約で TPP 断固反対、嘘はつきません。

こうした自民党の皆さんのポスターも各地に見られます。

私は、先ほどの討論を聞きまして、まさに日本の国論を二分している問題の一端を意見表明されましたけれども、これまで日本の歴史の中で今、田んぼを見れば、まさにお米が黄色く色づき、実るほど、頭を下げる稲穂かなという言葉がありますがまさに 2000 年の日本の米の文化の歴史は絶えさせるわけにはいかないと考えております。

私はこの日本のこの TPP の臨時国会の批准はストップして十分な国会での審議をしてもらう。

そして国民に情報を開示していただくこと、そのためにこの請願が採択され、賛成を申し

上げて賛成討論にかえさせていただきます。

議長／12番 古川議員

古川議員／臨時国会で TPP 協定の批准をしないことを求める請願ということでございますが、反対の立場で討論をさせていただきます。

TPP と申しますのは、農業だけではないわけでございます。

日本が明治維新来、世界で類を見ない発展をしてきたというのは、産業分野輸出、輸入、それはいろいろございます。

ですが世界を相手に商売をしてきたということではないかと私は考えます。

そこで、請願者は農業の分野のみをいわれるわけでございますが、農業も TPP の一分野でございます。

結局、外国産の米が入ったら、今の農業者が成り立たないといわれますが、政府としても以前、タイ米、東南アジアから緊急輸入したときも、ちゃんと農水省は農業者の保護もし、今でもやっておるわけでございます。

ですからこの TPP で農業が、立ちゆかなくなるというようなことは絶対ないと私は確信をいたしております。

アメリカが、クリントンさんが今選挙やっておりますが、賛成をしていないといわれますが、アメリカの日本の農産物もしかり、自動車、通信技術、情報産業、すべてがアメリカを相手にしなければ日本の国益はないということでございます。

ですから、私はこのような国会で協定を批准をしない請願ということよりも、県民運動佐賀県連合会ですか、ちょっと私初めて聞いたんですが、もう少しちゃんとした団体の推薦をいただいて、ここで議論をしていただきたい。

私はそう考えます。

皆様の御賛同よろしく申し上げます。

議長／討論をとどめます。

これより請願第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。委員長の報告についての採決ではなく、請願書原案についての採決を行います。

請願第 2 号 臨時国会で TPP 協定を批准しないことを求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

日程第8 第58号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

本議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長に報告を求めます。

末藤総務常任委員長

末藤総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第58号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について審査の経過と結果を申し上げます。

まず、歳出については職員研修委託料、情報セキュリティ強化対策委託料、職員退職手当基金積立金、協働まちづくり地域交付金などが主な補正内容でございました。

職員研修委託料については、全職員を対象としてユニバーサルマナーの研修を行い、高齢者や障がい者などあらゆる市民への対応したスキルや知識を習得し、接遇力の向上を図るとの説明を受けました。

情報セキュリティ強化対策委託料については、マイナンバー施行に伴うセキュリティ強化費として、国からの内示額と同額を当初予算で計上していましたが、武雄市の仕様に合わせて金額を精査した結果、不足が生じた970万9000円の増額補正と説明がありました。

委員の中から、今回のセキュリティ強化に市内の小中学校も含まれるのかという疑問がありましたが、市内の小中学校のセキュリティについては一定の確保がなされているとの回答がありました。

歳入については、今年度の普通交付税の額が確定したことによる減額補正、前年度繰越金で生じた一般財源を活用し、公共施設整備基金及び財政調整基金から一般会計への繰入額の減額補正などの説明を受けたところでございます。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

山口昌宏福祉文教常任委員長

山口昌宏福祉文教常任委員長／本委員会に分割付託されました第58号議案 平成28年度

武雄市一般会計補正予算（第6回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入項目の14款3項4目1節小中学校費委託金で292万3000円を計上して、ある「不登校児童生徒への支援モデル事業委託金」は、国からの委託事業であり、増加傾向にある不登校児童生徒に対しタブレット端末を活用した学習支援が計画されております。

具体的には、ICT支援員を1人配置し、適応指導教室「スクラム」や武雄中学校のスクラム分室を利用する児童生徒への習熟度別学習支援や引きこもり児童生徒への巡回指導の中で学習支援を予定しているとのことでした。

歳出項目の3款1項1目25節積立金で1億円を計上してあるのは、余剰財源の一部を地域福祉基金に積み増しするものと説明がありました。

3款2項1目19節の負担金補助及び交付金で、公的介護施設等整備補助金として182万5000円を計上してあるのは、介護従事者の負担軽減を図るために、介護ロボットなどを導入される市内2事業所に対し補助をするもので、市内2事業所は、朝日町の介護老人保健施設たんぼぼ及び北方町の特別養護老人ホーム杏花苑であるとのことでした。

4款1項2目13節委託料566万3000円を計上してあるのは、本年6月に予防接種法が改正されたことに伴い、乳児へのB型肝炎ワクチンの接種が義務付けされたことによる医師会への委託料であるとのことでした。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

上田産業建設常任委員長

上田産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第58号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について審査の経過と結果を申し上げます。

7款1項4目観光施設費の池の内ため池取付道路測量設計業務委託料は、今年の春に市政10周年リレーマラソンのコースになったところでありました。

延長20メートルに渡り亀裂が入っているということでした。

そのため亀裂が生じた原因を調査して、効果的な工事の施行方法を確定させるため、原因調査と復旧工事に係る測量設計の委託を行うとのことでした。

委員からは平成26年度、拡幅を行い舗装を行ったばかりであることから、当初の設計をし

た業者にカシ（？）がなかったかの検証や補償を求めることができないかとの質問がありました。

執行部からは施行的に現状の地番にL型擁壁を建てていると。

今の状況を見るとL型擁壁が下がっているか曲がっているかの詳細も見えない。

そのあたりについて下の地盤関係がユウスイ（？）があったのか定かではないので、その調査を含めた形で今回お願いしているという説明を受けました。

8款2項2目、道路維持費の工事請負費は、舗装面劣化により、排水不良をおこしている温泉通りの舗装補修工事と商業施設の開発に伴う市道竹下三船線の側溝及び舗装の補修工事とのことでした。

委員からは温泉通りの舗装補修工事の方針に対しての質問や意見がありました。

執行部からはこの武雄温泉線7、8年ぐらい前に下水道工事をした際にイシバリ（？）舗装とかそういう形で舗装をされていたと。

その下水道工事のあとに、地元協議の結果、今の舗装、カラー舗装といいますが、特殊な舗装でなされている。

この舗装が思ったより劣化が激しく、表面の荒れた部分が側溝のねじにつまっておりますことしの6月22日の災害時に冠水したとりとか、一部の店舗に雨が流入したりとかあったとのことです。

それで今回地元の要望を受けまして、通常の黒舗装で排水性の高いアスファルト性の簡易的な舗装をしたいという説明を受けました。

11款1項1目、同じく2項1目の原燃災害復旧費については6月22日の豪雨により被災した、農地・農業用施設122箇所、道路・河川の公共土木施設55箇所の災害復旧工事を行うということでありました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

ここで、第58号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

23番 江原議員

江原議員／第 58 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について反対の討論を申し上げます。

今回の補正は歳入に前年度繰越金 7 億 7109 万 6000 円計上され、歳入歳出総額 262 億 2238 万円となっております。

前年度繰越金 7 億 7109 万円のうち、主なものとして支出、財政調整基金に 2 億 500 万円、公共施設整備基金に 2 億円戻し、地域福祉基金に 1 億円支出されています。

基金のうち財政調整基金と公共施設整備基金で、平成 27 年度決算で 68 億 9000 万円であり

ます。

5 年前は約 60 億円。
10 年前、合併時、平成 18 年は 35 億円と比較しまして、大きくこの 10 年間で増えていることがわかります。

このことをふまえて、この間、平成 25 年度から国保会計に一般会計から、繰入をされています。

民生費の 3 款、補正予算の民生費の 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の地域福祉基金積立金に 1 億円積み立てられていますが、審議の中で平成 27 年度全国で、国保世帯の保険者の保険税の引き下げ要求に対し、国は保険者支援金として、1 億 7000 万円もとい、1700 億円の地方への支援金を歳出されました。

武雄市ではその額が歳入に 6986 万 9121 円、約 7000 万円繰り入れをされています。

これは本来、直接保険者の保険料軽減にまわすべきではなかったでしょうか。

この措置は、保険料の引き下げを図ること、また、さらに一般会計からの繰り出しを約 7000 万円増額できる根拠があるのではないのでしょうか。

前年度繰越金の補正予算の執行に反対の討論を申し上げ、反対といたします。

議長／11 番 山口裕子議員

山口裕子議員／第 58 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）に対しまして賛成の立場で討論申し上げます。

ただいま江原議員がるるおっしゃいましたが、福祉文教に関していわせていただきますと、ただいまいわれた所得者等への国保税軽減については、武雄市はすでに基準にそった軽減措置をなされており、その補填については、県支出金とともに市の一般会計から繰り入れられています。

一般会計の余剰金のうちから 1 億円を地域福祉に積み立てることについては市民の保健福祉の増進をはかり、地域福祉の充実にする事業の財源に充てるという地域福祉基金設置の目的にそった予算編成であり、何ら問題ないと考えますので議員各位の賛同をお願いします。

以上です。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／58号議案に反対の立場で討論させていただきます。

私の内容というのは(8)ページ。

土木費2000万の道路の補修費ですけども、この中にコスモスさん前(?)の補修と温泉通りの補修があるということです。

それで私がこだわっているのは、温泉通りです。

一番メインの温泉の近くで、温泉通りのこれまで、まず県のまちの顔づくり事業がありまして、それで土木事務所の相川社長さんたちが頑張って、まずタイルにした。

壊れたらいかんから、お祭りの***にタイヤをつけるとかいろいろやってきました。

それから下水道になって、御影石風のカラー舗装になっている。

それで、簡単にいいますと、観光道路を一般道路化をここでしようというのが、本当にいいのかなということに対する意見です。

武雄の温泉通りがまず最初、スタートして、次宮の町がまねしました。

そのあと嬉野地区が真似してしました。

そのあと潮田地区のほうが、まねした。

そして県事業として一周した。

一番スタートは武雄の温泉通りだったわけですよ。

結局のところ、ほかのところはどうかというと、嬉野も潮田のほうもちゃんと維持されている。

ここで、外れたものが溝にはまってあふれてる。

それは管理不足であって、カラー舗装に罪はないわけなんですよ。

だから私をもともと地元の人から言われたのは、側溝にとれたやつがはまってるから掃除してください。

別に打ち替えんでいいですよと言われたから、都市計画課に伝えた。

掃除してくださいと言われて、それは1年も掃除せんけん、あんまりじゃないかんといったら、急に打ち替えの話になって、金のかからん黒舗装になった。

要するにカラー舗装は壊れやすい言うことですが、嬉野の人に聞けば最初のはじめの壊れ始めを修理しないから連鎖的に壊れるだけでそこをしとけば、なんも壊れませんよという話でした。

だから武雄市も温泉通りに補修をしたかなといったら、補修のあとがない。

だからそのままにしたということなんです。

それをもって管理しにくい一般道路にするのは、あまりにも単純な発想じゃないかなと。

カラー舗装に罪はないんですよ、管理者に罪がある。

カラー舗装が悪いからつまと、それは話が違うでしょというのが1つ。

地元への説明とありますが、区長さんにそういうふうこれが一番安くていい方法といったのかもしれませんが、区は知りませんが、温泉通り振興会の方は、その話は知りませんという話です。

また、温泉通りというのは本町と松原に面していますが、松原の区長さんは聞いていないってわけなんです。

一方松原は、どのような動きをしているかという、県道のすりつけ部分が黒舗装だから、これではいかんと言って今県にクレームを言っているんですね。

そういうちぐはぐもあるんです。

だからここは一旦予算は***でも、そこは1ひねり、2ひねりして、一番最初のスタート、温泉道路が一般道路になるのはもうちょっとよく考えていただきたいと思って、反対の討論といたします。

議長／3番 朝長議員

朝長議員／第58号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について賛成の立場で討論させていただきます。

今宮本議員から温泉通りまちづくりの考え方、そういうのも含めて、維持、補修の予算に反対ということでしたが、まちづくりの考えについては、重要な観点だと私も思います。しかし今回、ちょっとそればかりではなくて、コスモスさんの開店に備えた、急がなければならぬ補修工事や温泉通りに関しても、今、溝が詰まって冠水して店の中に浸水したりというそういう被害があるということで、急がなければいけないのが第一にあります。これが否決されてその対応ができないと。

あと、もしカラー舗装とか景観に配慮した舗装にする場合、どうしても維持費がかかる。これは舗装そのものも高いですし、どうしても共同的に(?)車を通すとすると***。種類にもよるとおもいますが、そういうものも含めて、まちづくりの観点で考える場合は車両の通行規制をしてでも、景観に配慮した舗装がほしいとか、そういう地元等の要望、そういうのを市民から上がってくるというのが非常に大事ななと思います。

今回については、その応急的な対応が含まれているのもありますし、まずは浸水被害等がないような対応をすべきと考えまして、賛成させていただきます。

御賛同よろしくお願ひいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第58号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、第 58 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程 13 諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦についての 5 件を一括議題といたします。

提出者からその説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

諮問第 2 号から諮問第 6 号までの人権擁護委員候補者の推薦について、一括して御説明申し上げます。

本年 4 月 30 日付けで 1 名の委員が辞任され、また、本年 12 月 31 日をもって、4 名の委員の任期が満了となります。

諮問第 2 号につきましては、引き続き現委員の永石千賀子氏を推薦いたしたく、また、諮問第 3 号から諮問第 6 号までにつきましては、新たに平山峰幸氏、古賀雅章氏、立花泰賢氏、平山又一氏の 4 名の方を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の方々の経歴につきましては、それぞれ添付いたしております資料のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長／諮問第 2 号から諮問第 6 号までの 5 件について一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第 2 号から諮問第 6 号の 5 件については、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって諮問第2号から諮問第6号の5件は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、諮問第2号に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって諮問第2号、すなわち永石千賀子氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第3号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって諮問第3号、すなわち平山峰幸氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第4号に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって諮問第4号、すなわち古賀雅章氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第5号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りします。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって諮問第5号、すなわち立花泰賢氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第6号議案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りします。

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと

思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって諮問第6号、すなわち平山又一氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第14 意見書第2号 参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

15番 末藤議員

末藤議員／意見書第2号。

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書（案）について、趣旨説明を行います。

趣旨説明につきましては、本文を朗読して説明にかえたいと思いますので、よろしく願います。

簡潔にいきたいと思いますが、割愛するところはありませんでしたので、このまま原文読みたいと思いますので、御賛同ください。

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書（案）。

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して選挙区を都道府県単位とし、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、一票の格差を「違憲状態」とする最高裁判所の判例を踏まえた選挙制度改革により、本年7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施された。

本来、行政区域ごとに集約された地域の声は、各県独自の課題であり、隣県といえども相入れないものも存在をしている。

全国的に人口が減少する中、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねる一方で、単純な人口割のみでの選挙区割り、地方からの選出議員が減少することは明らかであり、結果、地方の声が参議院を通じて国政に反映されにくくなり、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。

まさに地方を軽視するものと言わざるを得ない。

現に、今回合区による選挙が行われた選挙区では、その投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなどの問題が生じており、合区解消を求める声が大きいものになっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題への対応を含め、この国のあり方を考えていく上で

も、多様な地方の意見が、国政の中にしっかりと反映されていく必要があることは言うまでもない。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが規定されていることから、枠組みの見直しや面積要件などの議論をすすめる、少なくとも各県1名の参議院議員を選出できるよう、合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

衆議院議長、大島理森様。

ということで、以上の意見書を提出したいと思いますので、議員の御賛同よろしくお願ひします。

議長／本案に対する質疑を開始いたします。

23番 江原議員

江原議員／この意見書は、今朝初めて議会***きまして見たわけですが、議会運営委員会がまた開会前に開かれて意見書案が出てきたわけですが、少なくとも前日ぐらいには提案されると。

事務局を通して結構でございますので、会派は一人ですけども、会派運営というルールからしましても議長に申し上げておきたいと思いますが、中身の問題について触れますけども、最後の2行ですが、少なくとも各県1名の参議院議員を選出できるよう合区を早急に解消する措置が講じられるよう、強く求めるといふ文言がありますが、確かに今度高知、徳島、鳥取、島根が合区をされて非常にとまどったと。

候補者も県民も戸惑ったというのは、我が佐賀県にとりましてもそうした状況、いわゆる最高裁の判決のもと、一票の格差の問題であります、この文言からいきまして、どういふ形での解消の措置を考えておられるのか、まず求めたいと思います。

議長／15番 末藤議員

末藤議員／解消の措置は、今から協議をしていただくということで、ここのその上に書いてあるでしょう、抜本的な見直しが規定されていることからということ、附則に書いてあるわけですよ。

この24年の改正のときは、平成28年に行われる参議院のうんぬんと書いています。

そのあと27年、今回合区を決めるときに、平成31年に行われる参議院選挙の通常選挙に向け、参議院のあり方を踏まえてというのが、24年のときに入っとらんやったわけですね。今回の参議院のあり方を踏まえて、選挙区間における議員1人当たりの人口格差の是正を

考慮しつつ、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、そして必ず結論を得るものとするので附則を書いてあるわけですね。

だから今から十分検討をおこない、必ず31年の選挙のときには結論を出すというふうに今回、そういうこの合区のことを検討するときに、そこまでうたわれておるところでございます。

以上です。

議長／23番 江原議員

江原議員／選挙制度そのものはまさに日本のすべての事柄のスタートだと思います。

そのことを考えますと、この意見書は、私たち議員にとっても、やはり慎重な活動、行動が求められると思います。

そういう意味でも案が提案されていますので、私が意見として思うのは、いわゆる合区、今回……。

議長／意見は討論で言っていたきたい。

委員長質疑をお願いします。

江原議員／意見書の中にこの思いを、委員長がどう受け止められていただけるか、お伺いしたいと思います。

この一票の格差というのが最大の問題だと思います。

だから、合区でない形を取るためには、いわゆる定数を減らすんじゃなくて、定数増をつくる以外ないんですよ。

そのことを考えますと、都市圏で人口流入のもと首都圏4000万人おられる。

そういう意味でさいたま市や神奈川区などは、まぎれもなく40万、50万票、本当の一票の格差。

地方と比較しまして出てくるわけですね。

そういう意味では、今提案者が申されたように公職選挙法の附則において抜本的な見直しが否定されていることから踏まえて、そうした国民の思い、市民の思いを、ぜひそういう

立場で取り上げてほしい。

機会があれば関係機関にも申し述べてほしいということをお願いしたいと思いますので、提出者としての意見はいかがですか。

議長／末藤議員

末藤議員／私もこのとおりでございます。

今の意見書のとおりでございます。

私の気持ちはそうでございます。

今、江原議員がおっしゃったとおり、私も思っておりますので、当然この合区というのは、あんまりよくない方法でございます。

そういうことでございますので、賛同よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより意見書第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

もう少し待ってください。

ただいま可決されました意見書については、送付文を起草の上、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

21番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ただいま、議事進行の内容をいいますが、ただいま意見書第2号の趣旨説明があつて、省略の声があるのにそれを認めない議長は何の根拠で認めないですか。

そういう声があるのにですよ、それを聞きたいのですが。

議長／ただいまの松尾初秋議員の議事進行ですが、意見書を提出しての説明をされている中であって、私はそれを、本人が自主的にやめられるのはいいわけですよ。

それはやめてくださいとはなかなかいえないということですよ。

説明される方もそこら辺を十分に理解して、今後は対応をお願いしたいと思います。

これはいいですか。

静かに。

日程第 15 閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれの閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 28 年 9 月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。